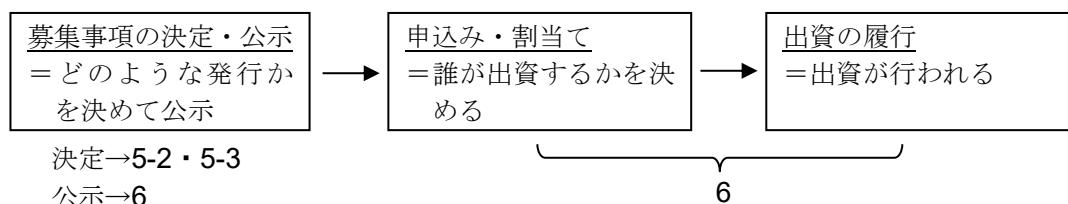


## 6. 募集株式の発行(2) : 募集事項の決定後の手続

### 6-1. 募集事項の公示

#### (1) 募集株式の発行手続の概要



#### (2) 募集事項の公示

株主割当て		株主への通知 (会社 202IV) : 募集事項・当該株主が割当てを受ける募集株式の数・引受けの申込みの期日
その他	公開会社で募集事項を取締役会で決定	株主への通知・公告 (会社 201IIIIV) : 募集事項 [→これだけを募集事項の公示と呼ぶことも] *金商法開示で代替 (会社 201V、会社則 40)
	募集事項を株主総会で決定	株主総会の招集通知 (会社 298 I ⑤・299IV、会社則 63⑦ ホ)・参考書類 (会社 301 I、会社則 73 I ①②) : 議案の概要等 *問題があることについてテキスト 6 章 2 節 2 1(4)参照

### 6-2. 申込みと割当て

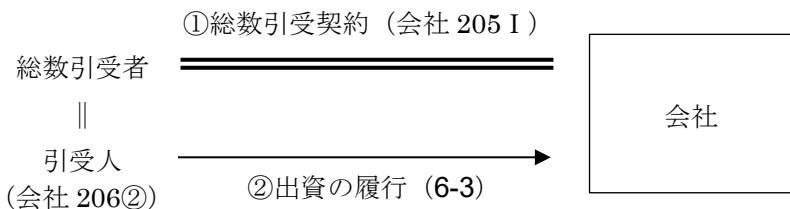
#### (1) 引受人の決定

##### (a) 株主割当て (5-1(4)①) : 株主に株式の割当てを受ける権利を与える



申込みをしない株主→失権 (会社 204IV)

(b)総数引受け契約：募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約



第三者割当て (5-1(4)②)、買取引受け (5-1(4)③)

(c)その他の場合



割当自由の原則

#### 引受けの無効・取消しの制限

- 募集株式の引受けの申込み・割当て・総数引受け契約に係る意思表示について民 93 I 但・94 I 不適用 (会社 211 I)
- 引受け人は株主になった日から 1 件経過後・権利行使後は錯誤・詐欺・強迫を理由とする引受けの取消不可 (会社 211 II)
- いずれも、募集株式の発行に関する法律関係の安定のためのルール

## (2)他人名義による引受け [テキスト Column6-3]

**事例 6-a 他人名義による引受け**

C会社は募集株式の発行をした。Bは、Aの承諾を得て、Aの名義で募集株式の申込みをして割当てを受け、払込みの資金もBが出した。そのような事情をC会社も知っていた。

最判昭 42・11・17 民集 21・9・2448

### 6-3.出資の履行

## (1)引受人と出資

引受人（会社 206） \* 払込み（金銭出資） + 給付（現物出資） = 出資の履行

・ 払込期日または払込期間内に払込みをし「なければならない」（会社 208 I）

・ 出資の履行→払込期日（または出資の履行日）に株主に（会社 209 I）

・ 出資の履行せず→失権（会社 208 V）——打切発行

#### 引受人からする相殺の禁止

- ・引受人の会社に対する払込債務は、会社に対する債権と相殺できず（会社 208 III）
- ・（例）P会社の募集株式の発行手続の際に、Aは募集株式 100 株（払込金額は合計 1000 万円）について申込みをし、引受人になったが、他方で、AはP会社に対して 1000 万円の貸付債権を有している  
→Aの側から相殺を主張することは許されないが、P会社の側から相殺を主張することや、AとP会社の合意で相殺をすることは許される

権利株の譲渡

- ・引受人=出資の履行をすれば株主になる権利を有する
- ・この権利の譲渡（権利株の譲渡）は、会社に対抗することができず（会社 208IV）
- ・会社の側からそれを認めることは可能

(2)全額払込み・銀行等の払込取扱場所（払込取扱金融機関）（会社 208 I）

- ・全額払込み（ $\Leftrightarrow$ 分割払込み）

- ・銀行等（銀行、信用金庫等。会社 34 II、会社則 7）の払込取扱場所（払込取扱金融機関）

(3)申込証拠金

申込み（6-1(1)(a)②・(c)②）の際に申込証拠金支払い→払込みに充当

最判昭和 45・11・12 民集 24-12-1901

## (4)現物出資 (会社 199 I ③)

**事例 6-b 現物出資**

P会社は、Aに対して、Aの保有する土地を出資させ、100株を発行することにした。この土地は1億円の価値のある土地だとして出資されたが、株式の発行後に、実際の価値が1000万円しかないことが判明した。

過大評価のおそれ→特別の規制

- ・検査役による調査 (会社 207 I)

——不要な場合 (会社 207IX)

=引受人に割り当てる株式の総数≤発行済株式総数の10分の1 (同①) など

- ・引受人・取締役等の財産価額填補責任 (会社 212 I ②・213)

募集事項として定めた価額 (会社 199 I ③) >> 実際の財産の価額

## (5)取締役の報酬等として株式を付与する場合 (会社 202 の 2)

株式報酬=業績運動報酬の一種 (→「会社法I」) →出資させずに株式発行可能

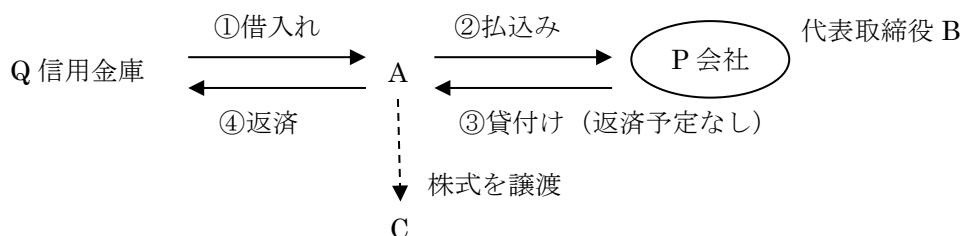
業績運動報酬 [テキスト Column4-40]

- ・業績運動報酬=会社の業績に応じて報酬額が変動
- ・株式報酬 (報酬として募集株式を付与)、ストック・オプション (報酬として新株予約権を付与)、業績指標に連動する賞与 etc.
- ・株式報酬の場合、株価 (≒会社の業績) と報酬額が直接に連動
- ・報酬として募集株式・新株予約権を付与する場合、報酬としての規制 (会社 361) を受けると同時に、募集株式・新株予約権の発行に関する規制を受ける

## (6)出資の履行の仮装

**事例 6-c 払込みの仮装（見せ金）**

P会社の募集株式の発行手続の際に、Aは募集株式100株（払込金額は合計1000万円）について申込みをし、引受人になった。①AはQ信用金庫から1000万円を借り入れ、②これを払込みに充てた。③払込期日の翌日に、P会社はAに1000万円を貸し付け、④同日、Aは1000万円をQ信用金庫に返済した。①～④の行為はAとP会社の代表取締役Bが共謀して行ったものであり、P会社はAに貸し付けた1000万円について今後返済を求める予定はない。以上の場合に、(1)AやBは改めて1000万円をP会社に支払わなくてもよいか。(2)そのような支払いが行われる前にAは前記の100株について権利を行使することができるか。(3)前記の100株がCに譲渡された場合、Cは権利を行使することができるか。



## 引受人・仮装に関与した取締役の義務（会社213の2I①・213の3I）

## 払込みが仮装された株式の権利行使

- ・前記の義務履行まで権利行使不可（会社209II）
- ・株式が譲渡された場合——悪意・重過失ある譲受人（会社209III）